

社会福祉法人さつき会 行動計画

職員が安心して働けるよう、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年7月1日から令和11年6月30日までの5年間

2 内容

【目標1】

●育児・介護休業等に関する規程における育児休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい職場環境の整備として次の措置を実施する。

- ①育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知する。
- ②育児休業期間中の代替職員を確保する。
- ③短時間勤務制度の利用を促進する。

《対策》

- ※令和6年7月1日～ ・毎年1回職員全体会議で行動計画及び規程内容説明
- ※令和6年7月1日～ ・対象職員への内容説明・意向確認及び実践
- ※令和6年7月1日～ ・全事業所に行動計画及び規程配架
- ※

【目標2】

●計画期間内の育児休業所得率を次の水準以上にする。

- ①男性職員・・・取得率5%以上にすること
- ②女性職員・・・取得率を80%以上にすること

《対策》

- ※令和6年7月1日～ ・対象職員へ周知
- ※令和6年7月1日～ ・毎年取得に向けて管理職員研修開催

【目標3】

●有給休暇10日以上貸与されている全職員の有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年7日以上とする。（最低5日）

《対策》

- ※令和6年7月1日～ ・毎年1回職員全体会議で計画的な取得について説明
- ※令和6年7月1日～ ・毎年計画的な取得に向けて管理職員研修開催
- ※令和6年7月1日～ ・毎年数回各事業所の取得結果公表（職員回覧）